

幼稚園、小中学校における10月1日以降の感染症対策の取組について

報告内容

9月24日(金)時点で、国において10月1日(金)以降の緊急事態宣言の取扱いは決定されていませんが、都内の感染者数は減少傾向にあることやハイブリッド型授業による教育活動の制限が長期化していることから、10月1日(金)以降の幼稚園、小中学校の教育活動は、児童・生徒の学びを保障する観点で、通常の授業を原則とするなど、これまでの学習活動の制限を一部見直した対応を行います。

なお、本取扱は10月1日(金)以降、緊急事態宣言が解除され、かつまん延防止等重点措置が適用されることを想定した上での判断であり今後の国や都の宣言及び重点措置の対応により変更が必要な場合は、内容を見直します。

また、東京都に対して緊急事態宣言が継続された場合には、これまでの宣言時の対応を継続します。緊急事態宣言が解除され、まん延防止等重点措置が適用されなかった場合にも、当面、以下の内容を優先して行います。

- 10月1日(金)以降の小中学校の授業は、基本的な感染症対策(3密の回避、正しい手洗い、マスクの着用、毎朝の検温及び健康観察の徹底など)を十分に講じた上で、児童・生徒が登校して授業を受けることを原則とします。**
 - ・感染症不安で登校を控える児童・生徒については、オンラインで実施することができる教科について可能な限りハイブリッド型の授業を行うなど、個別に配慮した対応を行います。
- 10月1日(金)以降の幼稚園の保育は、基本的な感染症対策を十分に講じた上で、通常の保育を再開します。**
- 基本的な感染症対策に加えて飛沫感染を防ぐために以下の学習活動は、換気ができる場所や身体的距離の確保など、一定の制限を設けた上で実施します。
 - ・音楽における歌唱の活動は、換気の良い部屋で必ずマスクを着用した上で前後2メートル以上、左右1メートル以上の身体的距離を確保して実施します。
 - ・音楽における管楽器(リコーダー等)を用いる活動は、屋外等の換気の良い場所で前後2メートル以上、左右1メートル以上の身体的距離を確保した上で実施します。
 - ・家庭科における調理実習は、調理器具の使用前後の洗浄や器具を共用する場合の洗浄を行うことができる環境を整えた上で実施します。
 - ・体育における一時的な身体接触を伴う活動(マット運動、球技におけるゲーム、水泳など)は、児童・生徒等の体力や健康状況を考慮した上で、屋外や体育館、プールなど、十分な換気ができる環境において実施します。
※柔道の組技、組体操等、身体が密接して一定時間接触する活動は中止します。
 - ・グループや少人数等での話し合い活動は必ずマスクを着用した上で実施します。
 - ・児童・生徒が対面で操作する実験や観察、実習はマスクを着用した上で実施します。
- 中学校の部活動については、平日のみまたは、平日に加え土日や休日等の短時間実施(昼食の喫食を挟んでの長時間練習は実施しない。)とする等、これまでの感染症対策を十分に講じた対応を継続します。